災害時における無人航空機による協力に関する協定（仮称）

神奈川県（以下「甲」という。）とNPO法人クライシスマッパーズ・ジャパン（以下「乙」という。）は、災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）第２条第１号に規定する災害に備え、相互の協力体制に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、災害時における甲乙間の協力体制を構築することを目的とし、甲が乙に対して行う無人航空機（航空法（昭和２７年法律第２３１号）第２条第２２項に規定する無人航空機をいう。）による協力要請手続等に関し、必要な事項を定めるものとする。

（調査研究の実施）

第２条　甲乙ともに平時から災害に備えた調査研究を実施し、相互に情報交換するとともに、訓練等の具体の活動も行うものとする。

２　乙の支援活動が遅滞なく行えるよう、甲は平時から可能な範囲で協力をするものとする。

（協力の要請）

第３条　甲は災害時に、乙に対し、次に掲げる事項について要請することができる。

(1)　無人航空機による被災状況の調査

(2)　無人航空機により撮影した情報を甲へ提供

(3)　取得した情報を基に被災状況を反映した地図を作成

(4)　作成した地図データを甲へ提供するとともにインターネット上に公開

(5)　前各号に定めるもののほか、必要な事項は別に定める

２　前項に定める甲の協力要請は、次に掲げる事項を記載した文書によるものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、口頭で要請し、その後、速やかに文書を送付するものとする。

(1)要請理由

(2)要請内容

(3)履行の場所

(4)履行の期日又は期間

(5)担当者の所属、職・氏名及び連絡先

(6)その他必要な事項

３　乙は、前項に基づき甲から協力の要請に可能な限り協力するものとする。

４　甲は、第１項の規定による協力要請について、重要な変更が生じたときは、その都度、乙に連絡するものとし、また、協力の必要がなくなったときは、速やかに乙に連絡するものとする。

５　甲は、可能な限り災害時における乙の活動について、無人航空機の離発着場所の確保その他の協力をするものとする。

（報告の手続）

第４条　乙は、協力業務を実施したときは、当該業務の完了後速やかに、その実施した業務内容等を文書により甲に報告するものとする。ただし、文書により報告するいとまがない場合には、口頭によるものとし、その後速やかに文書により報告するものとする。

（費用の負担）

第５条　この協定に基づき乙が実施した業務に要した費用は、甲が負担するものとする。

（従事者の損害補償）

第６条　この協定に基づく協力に従事した乙の負傷、疾病、傷害又は死亡に関する損害補償については、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）に定めるところによるもののほか、原則として、自らが負担するものとする。ただし、甲の責に帰する場合は、この限りではない。

（第三者への損害賠償責任）

第７条　乙は、この協定に基づく協力の実施中に自らの責に帰する理由により第三者に損害を与えた場合は、その賠償の責を負うものとする。

２　乙がこの協定に基づく協力の実施中に自らの責に帰さない理由により第三者に損害を与えた場合は、乙はその事実の発生後遅滞無くその状況等を文書により甲に報告し、その処置については、甲乙協議の上、定めるものとする。

（連絡体制等の確認）

第８条　甲及び乙は、災害等発生時にこの協定が円滑かつ迅速に運用されるよう、連絡体制等についてあらかじめ定めるものとする。

２　甲乙それぞれの連絡体制等に変更が生じた場合は、その都度、相互に連絡するものとする。

（協定の期間）

第９条　この協定の有効期間は、協定締結の日から１年間とする。ただし、期間満了の３か月前までに、甲乙いずれからも何ら意思表示がないときは、期間満了の翌日からさらに１年間この協定は更新されたものとみなす。その後においてもまた同様とする。

（協議）

第10条　この協定に定めがない事項及びこの協定に定める事項に関して疑義が生じた場合は、甲乙協議のうえ決定する。

（秘密の保持等）

第11条　乙は、業務の処理上知り得た秘密を甲の許可なく他人に漏らしてはならないものとする。

　この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印のうえ各１通を保有するものとする。

　　令和２年　　月　日

甲　神奈川県横浜市日本大通１

　　　　　　　　　　　　　　　　　神奈川県　　　　知　事　　　　黒岩　裕治

乙　東京都調布市国領町三丁目４番４１号

　　　　　　　　　　　　　　　　　NPO法人クライシスマッパーズ・ジャパン

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　理 事 長　　古橋　大地